

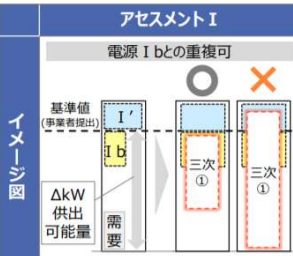
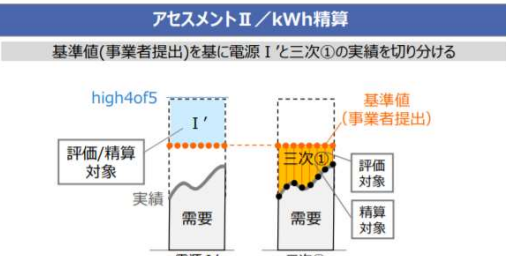
(2021 年 6 月 25 日修正分)

1

P24

〔【2022～23 年度/DSR】

三次①と電源 I' で同時発動した場合のアセスメントおよび kWh 精算方法]

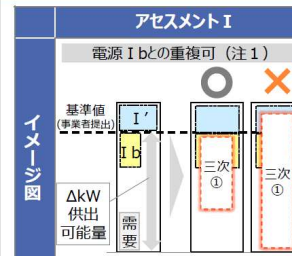
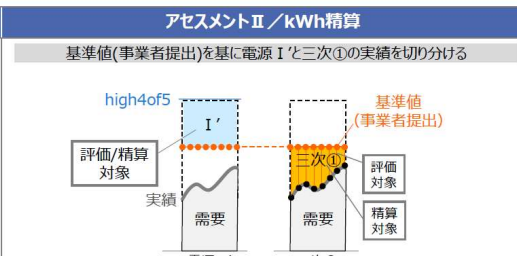
【2022～23年度/DSR】 三次①と電源 I' で同時発動した場合のアセスメントおよび kWh 精算方法		24
イメージ図	アセスメント I 電源 I-bとの重複可 	アセスメント II / kWh 精算 基準値(事業者提出)を基に電源 I' と三次①の実績を切り分ける 
	留意事項 - 厳気象期は、電源 I' と三次①の重複不可(厳気象期以外は重複可)。 - 電源 I-bは三次①への応札がリクワイアメントのため、電源 I-bと三次①の重複可。	- 電源 I' の指令量を下回る値でΔkWの基準値を提出した場合、電源 I' の応動評価時にペナルティ対象となる。 - 電源 I' と同時発動することに伴い、応動実績が三次①の許容範囲を超過した場合は、三次①のペナルティ対象となる。

※ 一例を記載のため、詳細は各要綱等を参照

電力広域的運営推進機関
OSCO

〔【2022～23 年度/DSR】

三次①と電源 I' で同時発動した場合のアセスメントおよび kWh 精算方法]

【2022～23年度/DSR】 三次①と電源 I' で同時発動した場合のアセスメントおよび kWh 精算方法		24
イメージ図	アセスメント I 電源 I-bとの重複可 (注1) 	アセスメント II / kWh 精算 基準値(事業者提出)を基に電源 I' と三次①の実績を切り分ける 
	留意事項 - 厳気象期は、電源 I' と三次①の重複不可(厳気象期以外は重複可)。 - 電源 I-bは三次①への応札がリクワイアメントのため、電源 I-bと三次①の重複可。	- 電源 I' の指令量を下回る値でΔkWの基準値を提出した場合、電源 I' の応動評価時にペナルティ対象となる。 - 電源 I' と同時発動することに伴い、応動実績が三次①の許容範囲を超過した場合は、三次①のペナルティ対象となる。

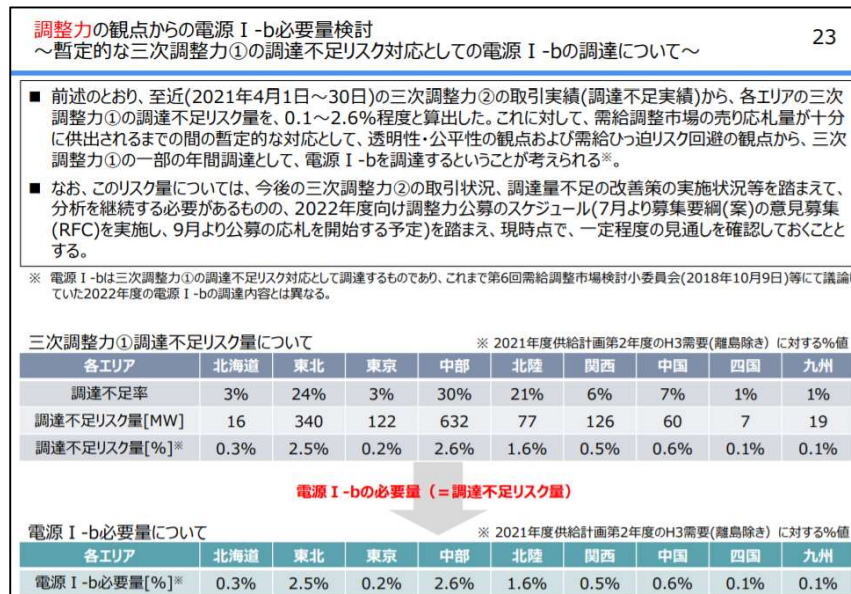
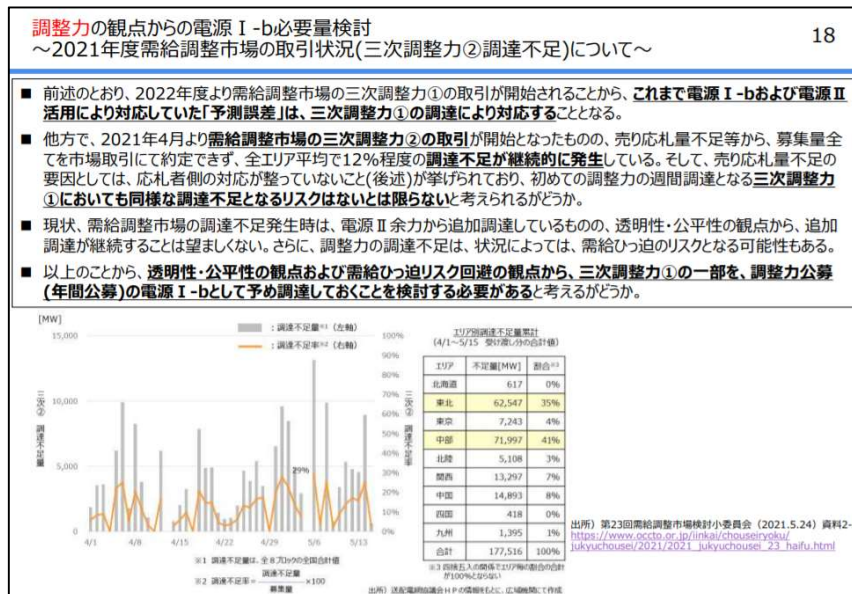
追記
(注1) 2022年度における電源 I-bは一般送配電事業者の専有電源と整理されたため、三次①との重複不可となる

※ 一例を記載のため、詳細は各要綱等を参照

電力広域的運営推進機関
OSCO

【理由】 同上

(参考) 第 61 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会における電源 I b の考え方に関する整理



(出所) 第 61 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2021.5.26) 資料 5

https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2021/chousei_jukyu_61_haifu.html

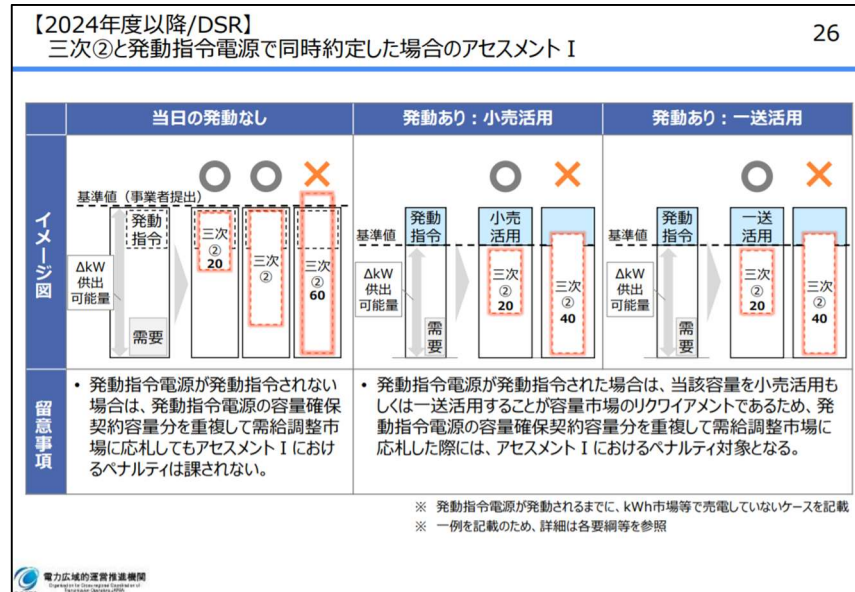
(2020 年 10 月 19 日修正分)

	修正前	修正後
P.25	【2024 年度以降/発電機】 三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメント I】	【2024 年度以降/発電機】 三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメント I】
	【2024年度以降/発電機】 三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメント I 25 ■ 一般送配電事業者が行う指令は、各商品の応動時間*を踏まえ、基本的に発動指令→三次②となることから、発電計画も発動指令→三次②の順に計画値変更されるため、それを踏まえたアセスメント I を実施する。 ■ 代表的なケースのイメージおよび留意事項は、以下の通り。 * 発動指令は3時間前指令、三次②はGC後に指令 当日の発動なし 発動あり：小売活用 発動あり：一送活用 イメージ図 ΔkW供出可能量 ○ ○ ×	

P.26

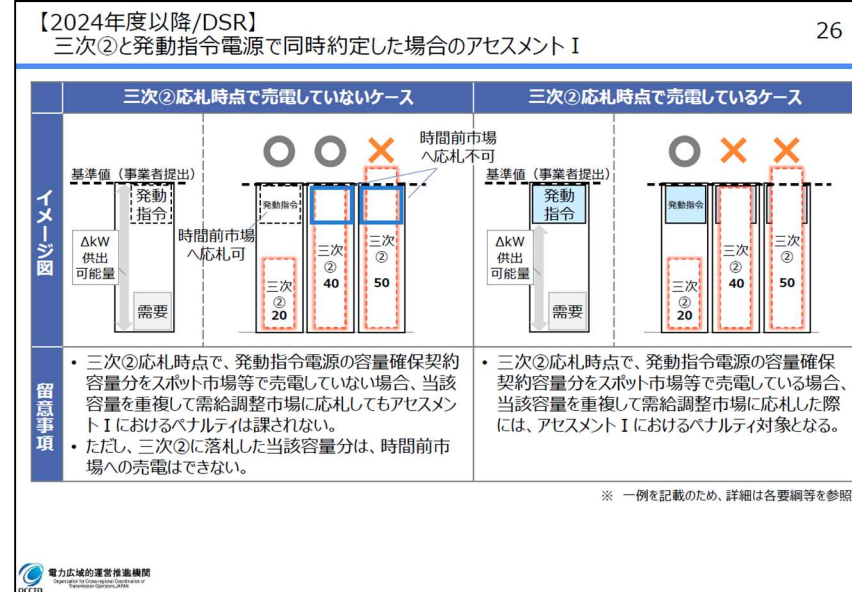
【2024 年度以降/DSR】

三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメント I



【2024 年度以降/DSR】

三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメント I

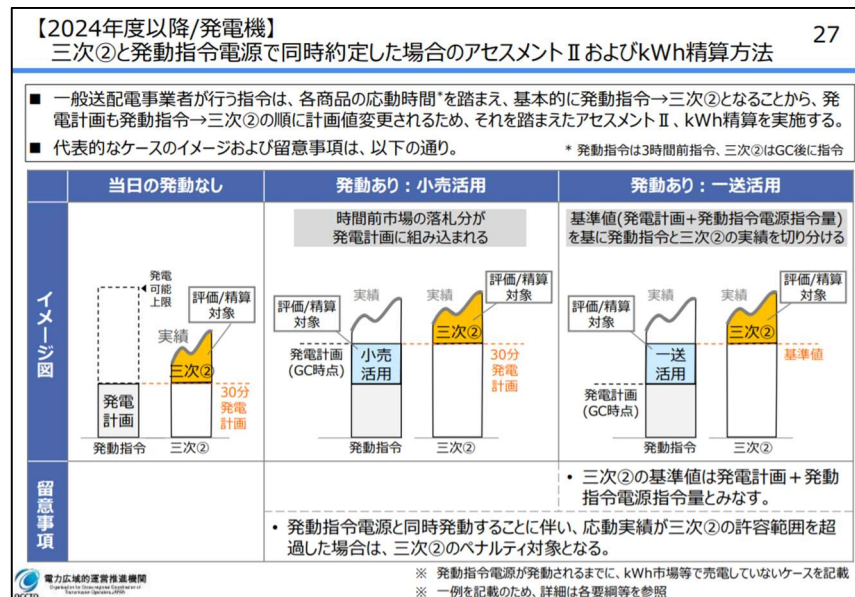


【理由】 同上

P.27

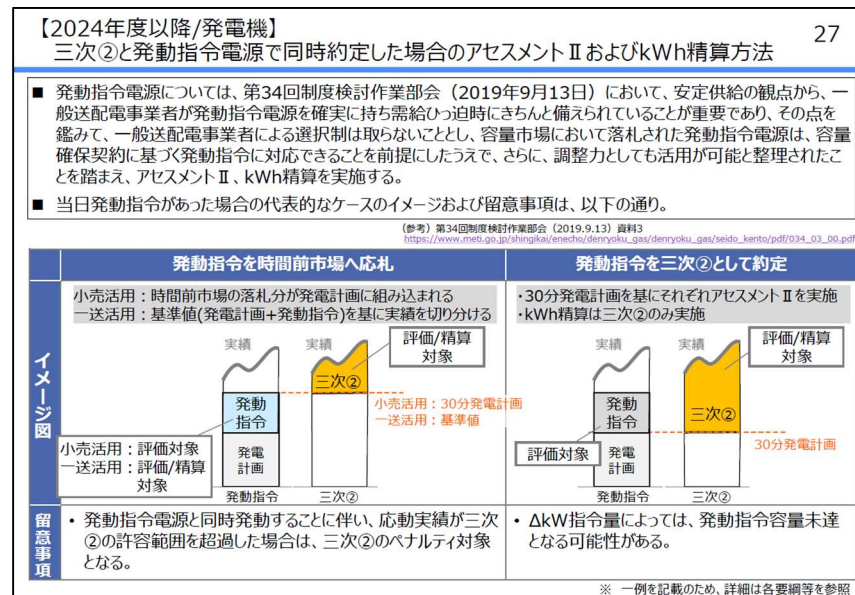
【2024 年度以降/発電機】

三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメントⅡおよび kWh 精算方法]



【2024 年度以降/発電機】

三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメントⅡおよび kWh 精算方法]



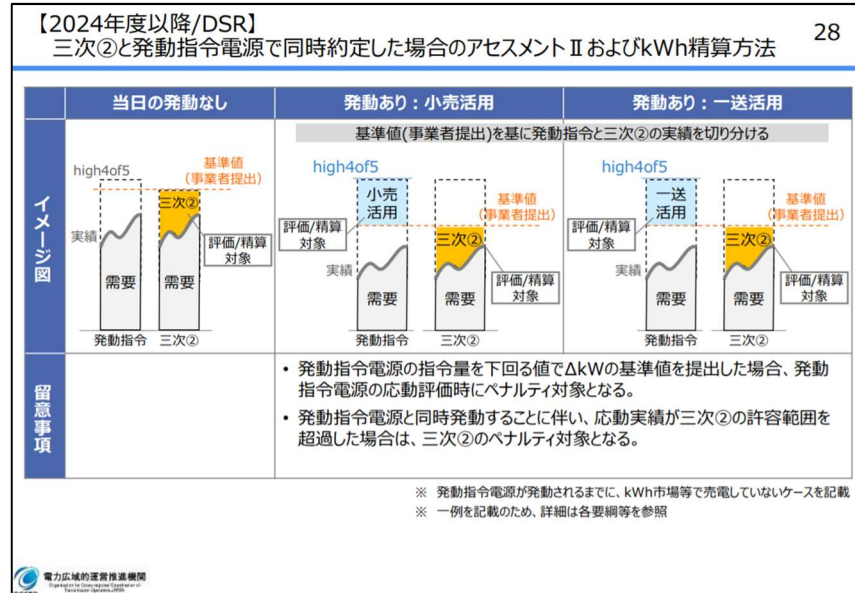
【理由】アセスメントⅠにおける整理を見直したことに加え、第34回制度検討作業部会における整理内容*も踏まえ、発動指令電源を需給調整市場等へ応札した場合のアセスメントⅡ、kWh 精算の方法に関する留意点を再整理するとともに、発動指令電源を時間前市場に応札するケースを集約するなど説明内容が分かりやすくなるよう図表を修正いたしました。

※P7,8 参照

P28

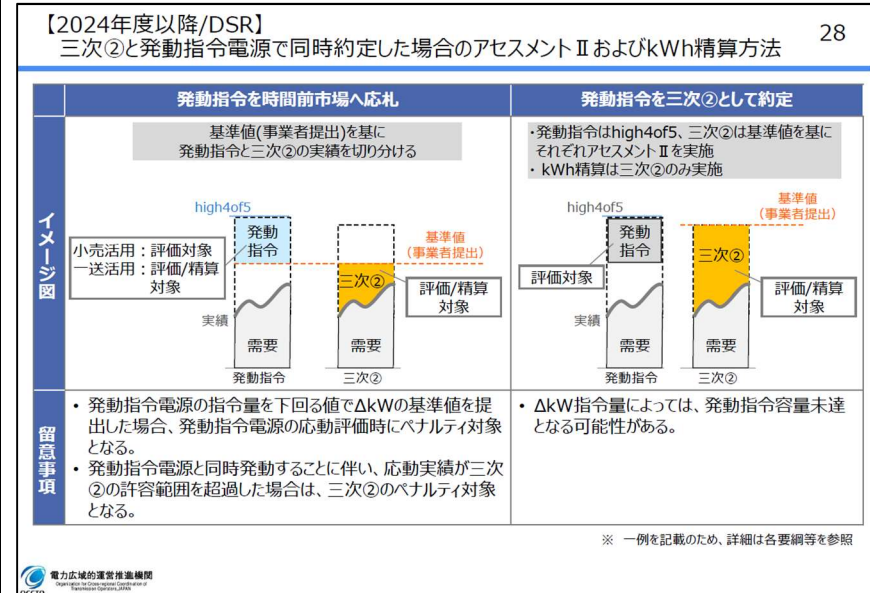
【2024 年度以降/DSR】

三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメントⅡおよび kWh 精算方法]



【2024 年度以降/DSR】

三次②と発動指令電源で同時約定した場合のアセスメントⅡおよび kWh 精算方法]



【理由】 同上

(参考) 第34回制度検討作業部会における発動指令電源と需給調整市場の同時発動に関する整理

発動指令電源の多様な活用について

- 第31回制度検討作業部会において、発動指令電源が、容量確保契約に基づく発動指令への応答に支障が出ない範囲において、別途、供給力や調整力として卸電力市場や需給調整市場などで活用されることは許容されることを確認した。
- そのうえで、発動指令電源が、需給調整市場で ΔkW を落札した場合、一般送配電事業者（以下、一送）が容量確保契約に基づき発動指令を行うか、調整力として発動指令を行うかを選択するものとし、発動にあたっては、いずれの契約に基づくものか一送で整理したうえで発動する（以下、選択制）ことを提案し、運用方法含め引き続き検討としていた。
- また、この際、オブザーバーより、選択制とする場合、需給ひっ迫時に追加する供給力の量が減少し、需給ひっ迫が解消できず供給力不足に繋がる懸念があり、選択制で運用上問題ないか検討が必要とのコメントがあった。
- 今回、発動指令電源の選択制について再度検討を行ったため、議論いただきたい。

8

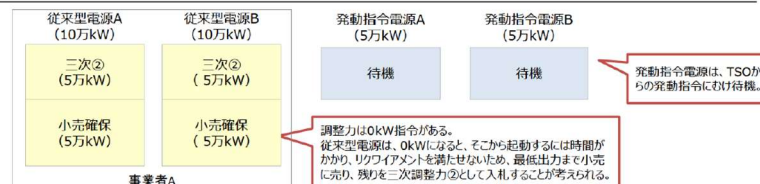
発動指令電源の選択制についての考察①

- 発電指令電源（DRや蓄電池等）は、従来型電源とは異なり、あらかじめ需給ひっ迫が予想される場合ではなく、当日の需給状況の急激な悪化等、3時間前までの発電指令により追加的に供給力を提供できることに価値があるもの。一送の日々の需給運用においても、同じような機能を持つ電源 I を活用し、対応を行っている。
- 今後需給調整市場の整備が進み、発動指令電源に対して、容量確保契約に基づき発動指令を行うか、調整力として発動指令を行うか選択制とした場合、片方の市場のリクワイアメントを満たすだけでなく、リクワイアメントの達成が容易になることが想定されるため、容量市場において発動指令電源として落札された電源が、需給調整市場における三次調整力②に積極的に参入することが想定される。
- もし、発電指令電源が三次調整力②として活用されると、その分三次調整力②として活用される想定だった従来型電源が使われないことになる。もし、発電指令電源が活用される量が増えた場合、活用されなくなった従来型電源はバランス停止することとなる。仮に、三次調整力②の調達後の需要の増加等により、一送が発動指令電源に発電指令を行うことになった場合、その断面においては、稼働を見込める電源の量が容量市場で確保した量を下回ることとなり、運用断面での供給信頼度が下がってしまう可能性がある。

12

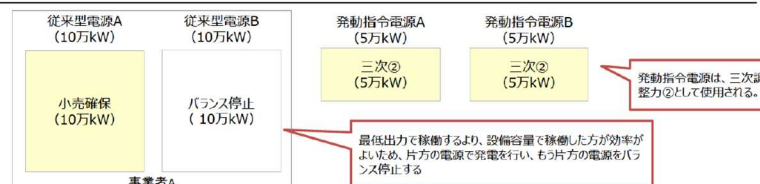
(イメージ) 三次調整力②に発動指令電源が活用される場合の影響①（電源単位）

①発動指令電源が三次調整力②として活用されない場合



→ 需給ひっ迫等で稼働が見込まれる容量は、計30万kW（小売事業者:10万kW、一送:20万kW）

②発動指令電源が三次調整力②として活用された場合



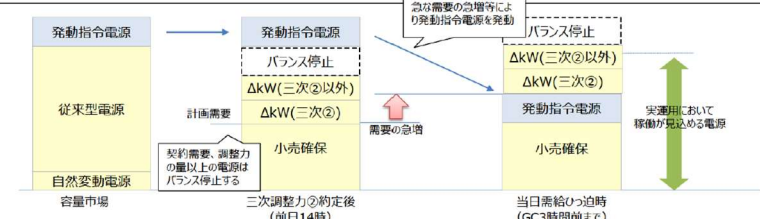
→ 需給ひっ迫等で稼働が見込まれる容量は、計20万kW（小売事業者:10万kW、一送:10万kW）

※発動指令電源が三次②の調整能力を持っている場合

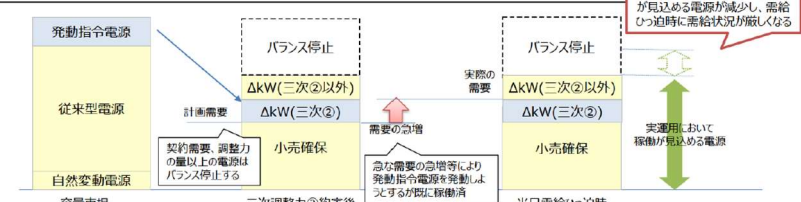
13

(イメージ) 三次調整力②に発動指令電源が活用される場合の影響②（運用断面）

①需給ひっ迫時に発動指令電源がすべて発動できる場合



②発動指令電源が三次調整力②にすべて入った場合



14

発動指令電源の選択制についての考察②

- 前述のとおり、選択制とした場合、運用断面において需給ひっ迫が想定された場合に供給力が減少し、運用断面の信頼度が低下する懸念があると考えられる。
- そのため、安定供給の観点からは、一送が発電指令電源を確実に持ち需給ひっ迫時にきちんと備えられていることが重要であり、その点を鑑みて、一送による選択制はとらないこととし、容量市場において落札された発動指令電源は、容量確保契約に基づく発動指令に対応できることを前提にした上で、さらに、調整力としても活用が可能と整理することとしてはどうか。
- なお、現在発動指令電源と同じ機能（一送による3時間前までの発電指令により追加的に供給力を提供する）を持つ電源を電源Ⅰ'として確保しており、この電源Ⅰ'と同程度の量が発動指令電源に参入すれば、発動指令電源として一送が必要とする量が確保できていると考えられるのではないか。
- そのため、2020年度に予定されている容量市場の初回オークションのあとに開催される振り返りにおいて、発動指令電源がきちんと確保されているか（発動指令電源の確保量の変化）を検証する必要がある。その結果を踏まえ、必要に応じて、発動指令電源の最低確保量を設定する等、運用断面での信頼度確保のあり方を検討することとしてはどうか。

15

（出所） 第34回制度検討作業部会（2019.9.13）資料3

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/034_03_00.pdf